

令和5年度からの変更点等について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付環水企第92号）の通知等に基づいて変更している。以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

公共用水域

奈良県

(1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：要監視項目（農薬・有機化合物18項目）

調査地点：令和6年度は曾我川橋、枯木橋、芝、母里川流末（3年ローリング）

調査項目：底質(PCB)

調査地点：令和6年度は上吐田、布留川流末、土庫川流末、竜田大橋（3年ローリング）

国土交通省

(1) 測定回数の見直し等

① 大和川河川事務所

調査項目：健康項目（鉛、セレン）

特殊項目（フェノール類、溶解性マンガン、クロム、n-ヘキサン抽出物質）

要監視項目（トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、オキシ銅、クロロタロニル、EPN、ジクロロボス、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、モリブデン、クロロエチレン）

調査地点	調査項目	測定回数
藤井	フェノール類、溶解性マンガン、クロム、n-ヘキサン抽出物質	1回→0回
	トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、オキシ銅、クロロタロニル、EPN、ジクロロボス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、モリブデン、クロロエチレン	
郡界橋	鉛	2回→1回
小柳橋	セレン	4回→2回
	4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、イプロベンホス	1回→0回

② 和歌山河川国道事務所

調査項目：ひ素

調査地点：大川橋で、ひ素（4回→2回）

地下水

奈良県

(1) 概況調査

調査項目：要監視項目として PFOS 及び PFOA を追加
ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）

(2) 継続監視調査

令和5年度から変更なし

奈良市

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）